

令和 8 年 4 月 17 日  
農林水産部食品・流通課

## 山菜の放射性物質の検査結果について

(4月17日検査分)

県内で採取された山菜について、放射性物質検査を行った結果は、以下のとおりでした。

(検査機関：(一財)上越環境科学センター)

(単位：ベクレル/kg)

	品目	産地	放射性セシウム		
			セシウム134	セシウム137	計
1	こしあぶら	村上市	検出されず (3.6未満)	4.86	4.9
食品衛生法の規格基準（一般食品）					100

注1 カッコ内の数値（「〇未満」の〇）は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

セシウム134とセシウム137の合計は、3桁目を四捨五入し、有効数字2桁で記載しています。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

注2 食品衛生法の規格基準を下回っているため、食用にしても支障ありません。

< 山菜の生態等に関する問い合わせ先 >  
農林水産部林政課  
電話 025-280-5326  
内線 3028

< この記載事項に関する問い合わせ先 >  
農林水産部食品・流通課  
電話 025-280-5304  
内線 2942